藤沢市は、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号）第 5 条第 3 項に準じて、（仮称）藤沢市リサイクルセンター整備・運営事業の実施方針を公表する。

平成 21 年 9 月

藤沢市長　海老根　靖典

（仮称）藤沢市
リサイクルセンター整備・運営事業
実施方針

藤沢市（以下「市」という。）は、民間事業者の有する経営能力及び技術的能力を活用し、効率的な事業実施を図るため、（仮称）藤沢市リサイクルセンター整備・運営事業（以下「本事業」という。）を「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（以下「PFI 法」という。）に準じて、公設民営方式（DBO 方式（Design：設計、Build：施工、Operate：運営））及び DBM 方式（Design：設計、Build：施工、Maintenance：補修）を併用することにより実施する。

ここに、PFI 法第 5 条第 1 項の規定に準じて、特定事業の選定及び当該特定事業を実施する民間事業者の選定を行うに当たっての特定事業の実施に関する市の方針を定め、同条第 3 項の規定により公表する。

（仮称）藤沢市リサイクルセンター整備運営事業
実施方針
－　目　次　－

１ 特定事業の選定に関する事項 1
(1) 事業内容 1
(2) 特定事業の選定 4
(3) 民間事業者が実施する業務の範囲 5
(4) 市が実施する業務の範囲 6
２ 民間事業者の募集及び選定に関する事項 7
(1) 募集及び選定スケジュール（予定） 7
(2) 応募者の参加資格要件 8
(3) 民間事業者の審査及び選定 9
(4) 応募に係る提出書類 11
(5) 優先交渉権者決定後の手続き 11
(6) 提出書類の取扱い・著作権 11
(7) 費用負担 11
３ 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項 . . . 12
(1) 想定されるサービスの水準・仕様 12
(2) 想定されるリスク及び分担 12
(3) 市による事業の実施状況の監視 12
４ 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項 13
(1) 施設の立地条件 13
５ 事業計画又は協定の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項 . 14
６ 事業の継続が困難になった場合における措置に関する事項 14
７ 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項 14
(1) 法制上及び税制上の優遇措置等に関する事項 14
(2) 財政上及び金融上の支援等に関する事項 14
(3) その他の支援に関する事項 14
８ その他特定事業の実施に関し必要な事項 15
(1) 議会の議決 15
(2) 実施方針に関する問い合わせ 15

添付資料１　：　事業予定地位置図
添付資料２　：　ごみ処理フロー図
添付資料３　：　契約形態
添付資料４　：　事業に係るリスク分担（案）
添付資料５　：　主要な契約条件

1　特定事業の選定に関する事項

(1)　事業内容

ア　事業名称

（仮称）藤沢市リサイクルセンター整備・運営事業

イ　対象となる公共施設等の種類

名称	（仮称）藤沢市リサイクルセンター
施設概要	（１）処理対象品目 ＜破砕系＞ 不燃ごみ・大型ごみ ＜資源系＞ 紙類、古布類、カン・金属類、ビン、ペットボトル、廃食用油、プラスチック製容器包装 （２）施設規模等 ・　破砕処理施設：70.5ｔ/日 （不燃ごみ・大型ごみ：65.0ｔ/日、大型可燃ごみ：5.5ｔ/日） ・　資源化施設：61.5ｔ/日 合計　　：132.0ｔ/日 ※稼働日数及び稼働時間については、週 5 日、5 時間/日を想定する。 ・　環境啓発施設 （３）施設機能 ・　不燃ごみ及び大型ごみの破砕処理機能 ・　ペットボトル、プラスチック製容器包装、ビン、カン・金属類の選別・圧縮・梱包機能 ・　紙類、古布類のストック機能 ・　環境啓発、体験学習、家具再生工房 （４）竣工 平成 25 年 3 月（破砕処理施設・資源化施設） 平成 25 年 12 月（環境啓発施設・外構施設）

ウ　公共施設等の管理者等

藤沢市長　海老根　靖典

エ　事業予定地

神奈川県藤沢市桐原町 23 番地 1 他

オ　事業の目的

藤沢市（以下、「市」という。）は、既存の破砕処理施設及び資源化施設の老朽化に対応するとともに、さらなる循環型社会の形成を推進することをめざしており、「～一人ひとりの行動がうみだす循環型都市～あなたの努力が未来の藤沢市をつくります」というコンセプトのもと、新たな（仮称）藤沢市リサイクルセンター（以下、「本施設」という。）の整備・運営等の関連事業を計画している。（仮称）藤沢市リサイクルセンター整備・運営事業（以下、「本事業」という。）を破砕処理施設はDBO方式、資源化施設及び環境啓発施設はDBM方式として実施することで、破砕処理施設及び資源化施設の有効かつ効率的な更新と新たに環境啓発施設を整備し、長期間にわたる良好な運営・維持管理を行うことを目的とする。

カ　事業の目標

本事業の実施における目標は、次のとおりとする。

(ｱ)　循環型社会の構築を目的として、破砕処理施設及び資源化施設を整備し、リサイクル率の向上を図る。

(ｲ)　リサイクルの円滑な実施を目的として、資源物の規格や純度については最新の規格や再生事業者の要望を反映し、資源物の適切な品質管理が可能な施設を整備・運営する。

(ｳ)　一般廃棄物処理という基礎的行政サービスを担う観点から、本事業に付随する事業リスクを適切にマネジメントし、安全に配慮するとともに、関係法令を遵守した施設の整備、運営を行うものとする。

(ｴ)　本施設は、湘南東ブロックごみ処理広域化実施計画の中で２ヶ所のリサイクルセンターの１つと位置づけられている。そのため、緊急時等における他リサイクルセンターとの連携を十分に考慮した上で、本施設を整備・運営する。また、北部環境事業所焼却施設からの電力を受けて稼働することから、焼却施設との連携も同様に考慮するものとする。

(ｵ)　事業の効率化に向けた創意工夫を行うことにより、経済性に優れた施設の整備、運転・維持管理を行い、ライフサイクルコストを縮減する。

(ｶ)　3R（Reduce，Reuse，Recycle）推進等に関する情報発信、活動団体への支援、施設見学及び体感･体験学習の機会提供など効果的な環境学習の拠点機能を整備するとともに、環境活動を実践する市民リーダーの育成機関としての機能の提供にも配慮する。

(ｷ)　循環型社会のライフスタイルを実践するため、太陽光発電や屋上・壁面緑化、太陽光集光システム、風力発電、雨水利用、ハイブリッド街路灯などを整備し、施設を訪れた人が効果を体感できる施設とする。

(ｸ)　本市がISO14001取得団体であることを十分認識し、その理念推進に沿う整備・運営内容とする。

キ　事業の骨格

本事業の骨格は、次のとおりとする。

(ｱ)　添付資料２に示すごみ処理フローを構築することで、一般廃棄物の処理・リサ

イクルにおいて、循環型社会にふさわしい最適なごみ処理システムの構築を目指す。

(ｲ)　本事業では、既存施設の解体と新施設の建設を順次行うことから、関連施設が深く連携し合い、環境施設全体として 3R 推進に貢献するシステムの構築を目指す。

(ｳ)　市民の環境意識向上を促すため、単に啓発施設を整備するだけではなく、社会環境の変化や政策変更に対し柔軟に対応可能な施設とすることで、高い啓発機能の発揮を目指す。

(ｴ)　破砕処理施設における防爆体制の強化を図るため、ごみの処理段階における対応の強化（前選別工程の導入、適切な破砕機構成の確保等）を実施する。

(ｵ)　本施設に関する要求水準は、今後公表予定の要求水準書にて示すものとする。

ク　事業内容

(ｱ)　不燃ごみ、大型ごみ、資源物について破砕選別等の処理を行うリサイクル施設を設け、資源物の回収を行う。

(ｲ)　施設見学及び体感・体験学習の機会提供など、ごみの減量・資源化に効果的な環境学習の拠点機能を備え、また、太陽光発電や屋上・壁面緑化、太陽光集光システム、風力発電、雨水利用、ハイブリッド街路灯などを取り入れた省エネルギー啓発施設としての側面を併せ持つ、総合的な資源循環施設を整備・運営する。

ケ　事業手法

本事業における施設の整備・運営は公設民営方式（DBO 方式（Design：設計、Build：施工、Operate：運営））及び DBM 方式（Design：設計、Build：施工、Maintenance：補修）により実施するものとし、市は、本施設の設計・施工及び運営・維持管理に係る資金を調達し、本施設を所有する。

事業者として選定された企業又は企業グループ（以下、「民間事業者」という。）は単独又は特別共同企業体を設立し、本施設の設計・施工（以下、「設計・施工業務」という。）を行う。

さらに、民間事業者は、本施設の運営・維持管理のために特別目的会社（以下、「運営事業者」という。）を設立し、20 年間の運営期間にわたって、本施設の運営・維持管理に係る業務（以下、「運営業務」という。）を行う。

コ　契約の形態

市と民間事業者は、添付資料３に示す形態の契約を締結する。

市は、本事業について民間事業者に設計・施工業務及び運営業務を一体の事業として発注するために、本事業に係る基本協定及び基本契約（以下、「基本契約」という。）を民間事業者と締結する。

また、市は、基本契約に基づき、民間事業者のうち本施設の設計・施工業務を担当する者（以下、「建設請負事業者」という。）と、本事業に係る建設工事請負契約（以下、「建設請負契約」という。）を締結する。

また、市は基本契約に基づき、民間事業者が本施設の運営業務を担当する運営事業者と本事業に係る運営業務委託契約（以下、「運営委託契約」という。）を締結する。

（基本契約、建設請負契約、運営委託契約の３つの契約をまとめて、以下「特定事業

契約」という。）

サ　事業期間

事業期間は、次のとおりとする。

(ｱ)　本施設の設計・施工期間：特定事業契約締結から平成 25 年 12 月末まで

(ｲ)　破砕処理施設・資源化施設の供用開始：平成 25 年 4 月

(ｳ)　破砕処理施設・資源化施設の運営期間：平成 25 年 4 月から平成 45 年 3 月までの 20 年間

(ｴ)　本施設の運営期間：平成 45 年 3 月まで

シ　関係法令等の遵守

民間事業者は、本事業を行うに当たって、必要とされる関係法令及び市が実施する諸施策等を遵守することとする。

ス　事業スケジュール（予定）

本事業に関する主要なスケジュールは、次のとおりを予定している。

(ｱ)	実施方針の公表	平成 21 年 9 月
(ｲ)	特定事業の選定の公表	平成 21 年 11 月
(ｳ)	募集要項の公表	平成 21 年 12 月
(ｴ)	提案書提出	平成 22 年 4 月
(ｵ)	優先交渉権者の決定	平成 22 年 5 月
(ｶ)	特別目的会社の設立	優先交渉権者の決定後速やかに
(ｷ)	契約詳細の詰め	平成 22 年 6 月～平成 22 年 7 月
(ｸ)	仮契約の締結	平成 22 年 7 月
(ｹ)	特定事業契約の締結	平成 22 年 9 月
(ｺ)	設計・施工着手	平成 22 年 9 月
(ｻ)	破砕処理施設・資源化施設の竣工	平成 25 年 3 月
(ｼ)	全施設の竣工	平成 25 年 12 月
(ｽ)	契約終了	平成 45 年 3 月末日

なお、募集要項とは、本事業を実施する民間事業者の募集の開始に際して公表又は配布する公募説明書、要求水準書、契約書案、様式集等の資料であり、本事業に関する要求水準、契約条件、民間事業者の選定基準等の基本条件を示す資料をいう。

(2)　特定事業の選定

次の考え方・手順に従い、PFI 法に準じて本事業を特定事業として選定することとする。

ア　選定の考え方

次の 2 点を重視して、本事業を特定事業として選定する。

(ｱ)　民間事業者に支払う設計・施工業務の対価(以下「建設費」という。）及び運営業務の対価（以下「運営費」という。）を含め、事業期間全体において市が負担する費用の総額について定量的評価(事業期間における公共財政負担の評価)を行い、

市が自ら実施する場合と比較して公共財政負担の削減が見込めること。

(ｲ)　事業期間全体における責任分担及び公共サービスの水準について定性的評価を行い、市が自ら実施する場合と比較して公共のリスクの低減及び公共サービス等水準の維持・向上が見込めること。

イ　選定手順

次の手順により客観的評価を行い、評価の結果を公表する。

(ｱ)　定量的評価の実施

ａ　事業期間全体において市が負担する支出（交付金収入を除く）の総額の評価

(ｲ)　定性的評価の実施

ａ　民間事業者に移転されるリスクの評価

ｂ　公共サービス等水準の評価

(ｳ)　(ｱ)及び(ｲ)の評価に基づき本事業を特定事業として選定する。

(ｴ)　評価の結果を公表する。

(3)　民間事業者が実施する業務の範囲

民間事業者が実施する主な業務は、次のとおりとする。なお、民間事業者は、事業期間を通じ、市が行う行政手続等に対して協力する。

ア　事前業務

優先交渉権者の決定後速やかに、民間事業者は特別目的会社を設立する。また、本事業を行うために必要な許認可等の取得を行う。

イ　設計・施工業務

(ｱ)　建設請負事業者は、市と締結する建設請負契約に基づき、本施設の設計・施工業務を行う。

(ｲ)　施工については、既存施設の解体・移設工事、土木及び外構工事、建築及び建築設備工事、機械設備工事、電気設備工事及びその他の関連工事を行う。

(ｳ)　本施設の施工等に伴って発生する建設廃棄物等の処理・処分及びその他の関連業務、本施設の試運転及び引渡性能試験を行う。

(ｴ)　本施設の設計・施工に係る許認可等（計画通知、その他関係法令に基づく届出等）を市が取得するにあたって必要な協力を行う。

(ｵ)　市が行う循環型社会形成推進交付金の申請手続き等に協力し、当該交付金要綱等に適合するように設計、施工を行う。

(ｶ)　本施設の設計・施工期間における周辺住民からの意見や苦情に対する対応を市と連携して行う。

ウ　運営業務

(ｱ)　運営事業者は、市と締結する運営委託契約に基づき、処理対象物を受け入れ、要求水準を満足する適正な処理を行う。なお、その際に、本施設の運営業務として運転業務、維持・管理業務、補修・更新業務、清掃業務、保安警備業務、環境管理業務等を行う。

(ｲ)　運営に際しては、作業の安全性や労働環境の向上に配慮した運営を行う。
(ｳ)　破砕処理施設で処理された資源物の売却及び有効利用に対する支援を行う。
(ｴ)　資源化施設で処理された資源物の売却及び有効利用に対する支援を行う。

エ　業務終了時の引継業務

(ｱ)　市は、事業期間終了後も本施設を継続して利用することを予定している。したがって、本施設の解体・撤去は本事業の範囲には含まない。
(ｲ)　市は、事業期間終了の 3 年前から事業期間終了後の施設の運営方法について検討し、運営事業者は市の検討に協力する。また、運営事業者は、当該検討に資する資料の提供､事業期間終了後の市又は市が指定する第三者による業務の引継ぎを可能とするため、以下の業務等を行う。

a　施設の運転、維持管理に必要な以下の書類等の整備、提示
（図面、運転・補修・更新履歴、トラブル履歴、取扱説明書、安全作業手順書、調達方法、財務諸表等）
b　新たな運営事業者による施設及び運転状況の視察
c　市又は市が指定する第三者への引継ぎ業務
d　事業期間終了後の運営支援

オ　地域経済への貢献

(ｱ)　民間事業者は、下請工事の発注、または資機材の購入等に当たり、市内業者の活用を基本とする。

(4)　市が実施する業務の範囲

市が実施する主な業務は、次のとおりとする。

ア　事前業務

(ｱ)　本事業を実施するための用地として、添付資料１に示す用地を確保する。
(ｲ)　本事業に係る生活環境影響調査を実施する。なお、民間事業者は、市が策定した「生活環境影響調査書」の内容を遵守するものとする。
(ｳ)　本事業を実施する上で必要となる設置届等の行政手続きを行う。

イ　施設の設計・施工に係る業務

(ｱ)　許認可等の取得
本施設の設計・施工に係る許認可取得（計画通知、その他関係法令に基づく届出等）等の行政手続きを行う。
(ｲ)　交付金の申請等
本施設の設計・施工に係る循環型社会形成推進交付金の申請手続き等の行政手続きを行う。
(ｳ)　建設費の支払い
本施設の設計・施工に要する費用を原則、当該年度の出来高に応じて建設請負事業者へ支払う。

(ｴ)　設計・施工状況の監視

本施設の設計・施工期間を通じ、本事業の設計・施工状況の監視を行うものとする。

(ｵ)　住民対応

本施設の設計・施工期間における周辺住民からの意見や苦情に対する対応を建設請負事業者と連携して行う。

ウ　施設の運営に係る業務

(ｱ)　処理対象物の搬入

市民への分別に関する指導等の啓発活動を行う。また、搬入等の受付・確認業務を行う。

(ｲ)　運営状況の監視

運営期間を通じ、本事業の運営業務の状況の監視を行う。

(ｳ)　住民対応

運営期間における周辺住民からの意見や苦情に対する対応を運営事業者と連携して行う。

(ｴ)　運営費の支払い

運営期間にわたって運営費を運営事業者に支払う。

２　民間事業者の募集及び選定に関する事項

民間事業者の募集は、公募型プロポーザル方式により行う。

民間事業者の選定は、民間事業者が募集要項に規定する事業に参加するに足る資格を有しており、かつ民間事業者の提案内容が、本事業の目的及び目標を達成し、技術的観点からも市が要求する性能要件を満足することが見込める内容であることについて、段階的に実施する。

(1)　募集及び選定スケジュール（予定）

現時点で計画している民間事業者の募集及び選定のスケジュールは、以下のとおりである。

ア　公告	平成 21 年 12 月
イ　募集要項の公表	平成 21 年 12 月
ウ　募集要項に関する質疑回答	平成 21 年 12 月
エ　資格審査書類の提出	平成 22 年 1 月
オ　資格審査の実施	平成 22 年 1 月
カ　応募者との対話	平成 22 年 2 月
キ　提案書提出	平成 22 年 4 月
ク　形式審査の実施	平成 22 年 4 月～平成 22 年 5 月
ケ　非価格要素審査及び価格審査の実施	平成 22 年 4 月～平成 22 年 5 月
コ　総合評価の実施	平成 22 年 5 月
サ　優先交渉権者の決定	平成 22 年 5 月
シ　特別目的会社の設立	優先交渉権者の決定後速やかに
ス　契約詳細の詰め	平成 22 年 6 月～平成 22 年 7 月

セ　仮契約の締結　　平成 22 年 7 月
ソ　特定事業契約の締結　　平成 22 年 9 月

(2)　応募者の参加資格要件

公募に参加する企業又は企業グループ（以下、「応募者」という。）は、以下の資格要件をすべて満たすこと。

また、市は、応募者の資格の確認を行うために資格審査を実施する。

ア　応募者の構成

(ｱ)　応募者は、特別目的会社に出資する企業（以下、「構成員」という。）及び特別目的会社に出資しない企業（以下、「協力会社」という。構成員と協力会社を総称して以下、「構成企業」という。）から構成されるものとする。

(ｲ)　企業グループにあっては、構成員から代表となる企業（以下、「代表企業」という。）を定めるとともに、当該代表企業が応募手続を行うこととする。

(ｳ)　応募者は、応募にあたり、構成員及び協力会社並びにそれぞれが本事業の遂行上果たす役割等を明らかにするものとする。

(ｴ)　代表企業、構成企業の変更は認めない。ただし、特段の事情があると市が認めた場合は、この限りではない。

(ｵ)　代表企業、構成企業のいずれかが、他の企業グループの代表企業、構成企業となることは認めない。

(ｶ)　代表企業、構成企業のいずれかと、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）第 8 条第 3 項に規定する親会社及び子会社並びに同規則第 8 条第 5 項に規定する関連会社（以下、これらを総称して「関係会社」という。）に該当する各法人は、それぞれ他の応募者の構成企業になることはできない。

(ｷ)　同一応募者が複数の提案を行うことは禁止する。

イ　応募者等の参加資格要件

(ｱ)　構成企業は、次の要件をすべて満たすこと。

ａ　地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項及び第 2 項各号の規定に該当しない者であること。

ｂ　「かながわ電子入札共同システム」による平成 21,22 年度競争入札参加資格者認定の申請が済んでいること。

ｃ　会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。

ｄ　ｃの申立てがある場合は、更正手続開始の決定若しくは再生手続開始の決定を受けて藤沢市長から再度認定されていること。ただし、契約日までの間に当該申立てがあった者については、契約できないものとする。

ｅ　本市の指名停止を受けていないこと。ただし、契約日までの間に本市の指名停止を受けた場合は、契約できないものとする。

ｆ　市税、消費税及び地方消費税並びに法人税に滞納がないこと。

g　本事業に関する市のアドバイザー業務を受託する株式会社日本総合研究所及び西村あさひ法律事務所又は当該受託企業と関連をもつ者でないこと。なお、関連をもつ者とは、受託者の発行済株式総数の 100 分の 20 を超える株式を有し、又はその出資の 100 分の 20 を超える出資をしているか、若しくは受託者の役員(取締役以上)を兼ねている企業をいう。

(ｲ)　本施設の設計・施工を行う企業は次の要件を全て満たすこと

a　本施設の設計を担当する企業（以下、「設計企業」という。）にあっては、建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）に基づく資格を有すること。なお、設計企業は、構成員又は協力会社となるものとする。

b　本施設の施工を担当する企業（以下、「施工企業」という。）は、次の要件をすべて満たすこととする。なお、施工企業は構成員となるものとする。

c　プラントの施工を担当する企業（以下、「プラント施工企業」という。）にあっては、清掃施設工事に係る特定建設業の許可を有すること。なお、プラント施工企業は、代表企業となるものとする。

d　プラント施工企業にあっては、かながわ電子入札共同システム平成 21,22 年度競争入札参加資格認定時の清掃施設の経審総合評定点が 900 点以上であること。

e　プラント施工企業にあっては、平成 9 年度以降において、清掃施設工事で同種施設（20ｔ/日以上）の施工実績を１件以上有すること。

f　建屋の施工を担当する企業（以下、「建屋施工企業」という。）にあっては、建築一式工事に係る特定建設業の許可を有すること。

g　建屋施工企業にあっては、かながわ電子入札共同システム平成 21,22 年度競争入札参加資格認定時の建築一式の経審総合評定点が 800 点以上であること。

h　プラント施工企業、建屋施工企業にあっては、それぞれ清掃施設工事、建築一式工事に係る資格を有する監理技術者を専任配置できること。

(ｳ)　構成企業のうち、本施設の運転を担当する企業（特別目的会社から一部の運転業務を受託する企業又は特別目的会社に運転人員の派遣を行う企業。以下、「運転企業」という。）は、「かながわ電子入札共同システム」による平成 21,22 年度競争入札参加資格者認定の認定種目（一般委託）の申請が済んでいること。また、運転企業は、リサイクル関連施設の運転実績を有すること。

(3)　民間事業者の審査及び選定

民間事業者の審査及び選定においては審査委員会を設置し、以下の事業者選定基準及び選定方法に従って実施する。

ア　審査委員会の設置

市は、民間事業者の審査及び選定を、専門的知見に基づく公正かつ公平な審査を通じて実施するため、「(仮称) 藤沢市リサイクルセンター整備・運営事業審査委員会」(以下「審査委員会」という。) を設置する。

なお、応募者が、優先交渉権者決定前までに審査委員会の委員に対し、事業者選定に関して接触等の働きかけを行った場合、市は当該応募者を失格とし、その旨通知する。

イ　事業者選定基準

事業者選定基準は概ね以下のとおりを予定している。なお、評価項目等の詳細は募集要項において示す。

(ｱ)　価格要素は概ね以下のとおりとする。

a　本施設の建設費

b　本施設の運営費等

(ｲ)　非価格要素は概ね以下のとおりとする。

a　安全・安心

b　環境性

c　経済性

d　機能性

e　地域との共生

ウ　事業者選定方法

民間事業者の審査及び選定は以下の手順で行う。各段階の審査に関しては、審査委員会において審査及び評価を行うものとし、その結果を受けて、市が優先交渉権者を決定する。なお、評価方法等の詳細は募集要項において示す。

(ｱ)　市は、応募者から提出された資格審査申請書等により、「2(2)応募者の参加資格要件」に照らした資格審査を行う。資格審査の結果は、応募者に通知する。

(ｲ)　市は、民間事業者における市の意向の理解促進、民間事業者の創意工夫発揮を目的として、資格審査を通過した応募者と対話を行う予定である。

なお、具体的な実施内容については、募集要項において示す。

(ｳ)　本審査においては、以下の２つの審査を実施する。

a　形式審査

形式審査は、応募者から提出された技術提案書及び事業計画書等について、技術提案書が技術的観点から見て市の要求する性能要件を満足するものであること、事業計画書がコストや収益の面から事業としての妥当性を有していること等の確認を行う。

これらを満たすことが確認された応募者のみ次段階の非価格要素審査及び価格審査に進むこととする。

b　非価格要素審査及び価格審査

非価格要素審査では、応募者の提案内容について「イ　事業者選定基準」に沿った審査及び評価を行う。なお、審査及び評価に当たっては、必要に応じて応募者へのヒアリングを実施する。また、非価格要素審査の基準や審査及び評価の方法については、募集要項において示す。

価格審査では、価格提案書に記載の金額が予定価格以下である場合に合格とする。価格の審査及び評価の方法については、募集要項において示す。

(ｴ)　総合評価では、非価格要素審査と価格審査に基づく総合的な評価を行い、最も優れた応募者を優先交渉権者として決定する。なお、総合評価の方法等については、募集要項において示す。

エ　審査結果の公表

市は、審査委員会の報告を受けて優先交渉権者を決定し、その結果を公表する。

(4)　応募に係る提出書類

応募者は、応募書類として、以下の書類を提出する。なお、対話実施時の提出書類、その他提出書類の詳細等については、資格審査を通過した応募者に対して別途提示する。

ア　資格審査申請時の提出書類

(ｱ)　資格審査申請書
(ｲ)　参加資格確認資料

イ　本審査時の提出書類

(ｱ)　技術提案書
(ｲ)　非価格要素提案書
(ｳ)　事業計画書
(ｴ)　価格提案書

(5)　優先交渉権者決定後の手続き

ア　特別目的会社の設立

優先交渉権者は、優先交渉権者決定後速やかに特別目的会社を市内に設立する。
特別目的会社は添付資料５の「主要な契約条件」に示す要件を満たすこととする。

イ　交付金申請手続きへの協力

本施設は、環境省「循環型社会形成推進交付金」の対象施設であることを想定している。民間事業者は、市が行う当該交付金の申請手続き等に協力すると共に、当該交付金要綱等に適合するように本施設の設計・施工業務、関連資料の作成を行う。

ウ　契約詳細の詰め

市と優先交渉権者は、特定事業契約締結のために契約詳細の詰めを行うものとする。

(6)　提出書類の取扱い・著作権

応募に係る提出書類の著作権は、応募者に帰属するが、審査結果の公表において必要な場合、市は、必要な範囲において公表等を行うことができるものとする。
また、契約に至らなかった応募者の提出書類については、審査結果の公表等の目的以外には使用しない。なお、提出書類は返却しない。

(7)　費用負担

応募申込みに係る経費は、すべて応募者の負担とする。

３　民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

⑴　想定されるサービスの水準・仕様

民間事業者は、募集要項等及び提案内容に基づく諸条件を踏まえて、本施設の機能が十分発揮できるよう、設計・施工業務及び運営業務を行う。

⑵　想定されるリスク及び分担

ア　基本的な考え方

本事業におけるリスク分担は、当該リスクを最も良く管理可能な者がリスクを適正に負担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供ができるという考え方に基づいている。

設計・施工業務、運営業務に伴うリスクは、原則として建設請負事業者又は運営事業者のいずれかが負担するものとするが、市が負担すべき合理的な理由があるリスクについては、市がリスクを負うこととする。

イ　想定されるリスクの分担

市と民間事業者のリスク分担は、原則として添付資料４「事業に係るリスク分担」の表によるものとする。また、添付資料５に「主要な契約条件」を示す。

なお、その内容については、募集要項において示すこととするが、添付資料４に示す内容は今後変更される可能性がある。

⑶　市による事業の実施状況の監視

ア　設計・施工期間

(ｱ)　建設請負事業者は、設計・施工業務に係る図書を市へ提出し、市の確認を受ける。

(ｲ)　建設請負事業者は、設計・施工業務の進捗状況について、市に定期的に報告し、確認を受ける。なお、市は、必要に応じて、建設請負事業者に対して進捗状況についての報告を求めることができる。

(ｳ)　建設請負事業者は、本施設の設計・施工の進捗に併せて、試運転及び引渡性能試験に関する計画書を市に提出し、市は同計画書の確認を行う。

(ｴ)　引渡性能試験は市の立会いのもと、性能保証事項について実施する。引渡性能試験実施時の環境計測等は、建設請負事業者の負担において、法的資格を有する第三者機関が実施することとする。

(ｵ)　業務の監視により、設計・施工業務の実施状況や結果が、特定事業契約書や要求水準書等で定められた条件を満たしていないと判断される場合、市は建設請負事業者に改善を要求し、当該事業者は必要な措置を講じるものとする。

イ　運営期間

(ｱ)　市は、運営事業者による運営業務の状況が必要な要件を満たしていることを確認するために、運営業務の監視を行う。

(ｲ)　監視は、運営委託契約で定められた頻度、方法に従って行うものとし、必要に応じて本施設への立ち入りを行う。

(ｳ)　監視に当たっては、計測により得られたデータ等を用いることとするが、必要に応じて、市は自らの負担で、本施設に係る追加の計測・分析を行うことができる。

(ｴ)　上記のほか、市は必要に応じて周辺環境モニタリングを行い、本施設の周辺環境への影響を調査することができる。

(ｵ)　本施設の運営業務の監視により、本施設が運営委託契約で定められた運営状態を満たしていない、又は、運転性能を発揮していないと判断される場合には、市は運営事業者に改善を要求し、当該事業者は必要な措置を講じるものとする。

ウ　運営期間の終了時

(ｱ)　市は、運営事業者から提示された運営マニュアルの実施状況を確認するとともに、本施設の精密機能検査等の結果を踏まえて本施設の現状確認を行い、施設が適切な状況となっていることを確認する。

(ｲ)　運営事業者は、要求水準書に示される「事業期間終了時における施設の要求水準」が満たされていることについて市より確認を受けた上で、引継業務を行うものとする。

4　公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

(1)　施設の立地条件

ア　事業用地

神奈川県藤沢市桐原町 23 番地 1 他

イ　敷地面積

約 22,090 ㎡（ただし、左記の面積の内 1,160 ㎡は都市計画道路用地）

ウ　都市計画制限等

(ｱ)　都市計画区域　：　区域内

(ｲ)　用途地域　：　工業専用地域

(ｳ)　防火地域　：　指定なし

(ｴ)　建ぺい率　：　60%以下

(ｵ)　容 積 率　：　200%以下

(ｶ)　緑 化 率　：　20%以上

「藤沢市緑の保全および緑化の推進に関する条例」及び緑化指導基準に準拠

(ｷ)　雨水貯留施設　：　2,100t 以上

「藤沢市特定開発事業等に係る手続き及び基準に関する条例」及び担当部署との協議による貯留基準に準拠

エ　その他

事業用地の周辺道路、敷地状況、地質の概要、周辺概要等については、募集要項において示す。

５　事業計画又は協定の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合、市と民間事業者は誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、特定事業契約に規定する具体的措置に従うものとする。

また契約に関する紛争については、横浜地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

６　事業の継続が困難になった場合における措置に関する事項

建設請負事業者においては、建設期間中に事業の継続が困難になった場合（建設請負事業者の経営破綻、又はその懸念が生じた場合等）の責任の所在及び対応方法を明文化し、その規定に従い対応することとする。

運営事業者においては、平成 25 年 4 月に施設が供用開始され、運営委託契約に規定される条件に基づいて平成 45 年 3 月 31 日まで運営が適切に継続される必要がある。このため、運営委託契約には、運営期間中に事業の継続が困難になった場合（運営事業者の経営破綻、又はその懸念が生じた場合等）の責任の所在及び対応方法を明文化し、その規定に従い対応することとする。

特に、運営事業者がその責に帰すべき事由により債務不履行に陥った場合において、運営事業者が再び事業を継続することが事実上不可能と認められる場合を除き、市は運営事業者に一定の回復期間を与えて、運営事業者の事業遂行能力の回復を待つこととする。

ただし、公共サービスの重大な遅延等が懸念される場合、又は、運営事業者の事業遂行能力の回復が不能であると判断される場合には、市は、運営事業者との特定事業契約を解除し、施設の運営に当たる新たな民間事業者を選定することとする。

７　法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

(1)　法制上及び税制上の優遇措置等に関する事項

本事業については、民間事業者に対し、法制上及び税制上の優遇措置等は行わない。

(2)　財政上及び金融上の支援等に関する事項

本事業については、民間事業者に対して、財政上及び金融上の支援等は行わない。

(3)　その他の支援に関する事項

事業実施に必要な許認可に関し、市は必要に応じて協力する。また、法改正等により、その他の支援策等が適用される可能性がある場合には、市と民間事業者で協議により対応策を検討する。

８　その他特定事業の実施に関し必要な事項

(1)　議会の議決

建設請負契約の締結に当たっては、法令に従い、市議会の議決を得るものとする。また、民間事業者の募集及び選定に先立ち、債務負担行為についても、同議会の議決を得るものとする。

(2)　実施方針に関する問い合わせ

ア　実施方針に関する意見・質問の受付

本実施方針に関する意見・質問がある場合は、別添ファイルの「(仮称) 藤沢市リサイクルセンター整備・運営事業 実施方針に関する意見・質問書」を電子メールにより、下記の期間内に提出のこと。なお、メールが届いていることの確認をすること。また、上記の方法以外での問い合わせには応じないので留意のこと。

(ｱ)　意見・質問書の提出先
　　下記のエの問合せ先

(ｲ)　意見・質問書の提出期限
　　平成 21 年 9 月 18 日　17:00 まで

イ　実施方針に関する意見・質問への回答

意見・質問書に対する回答は、下記期限までに市のホームページにおいて公表する。なお、提出のあった意見、質問に関しては、本事業に直接関係するものについてのみ回答を行うものとし、全ての意見、質問について回答するとは限らないものとする。

(ｱ)　意見・質問への回答公表期限（予定）
　　平成 21 年 10 月 5 日　17:00 まで

ウ　実施方針の変更

実施方針の公表後、意見・質問を踏まえ、特定事業の選定までに、実施方針の内容を見直し、変更することがある。

エ　問合せ先

藤沢市役所　環境部　資源廃棄物対策課　施設担当
住　所　：〒251-8601　藤沢市朝日町 1 番地の 1
TEL:0466-50-3529　FAX:0466-50-8417 環境部　資源廃棄物対策課　施設担当宛て
E-mail　：sigen@city.fujisawa.kanagawa.jp
ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ：http://www.city.fujisawa.kanagawa.jp

添付資料１　：　事業予定地位置図

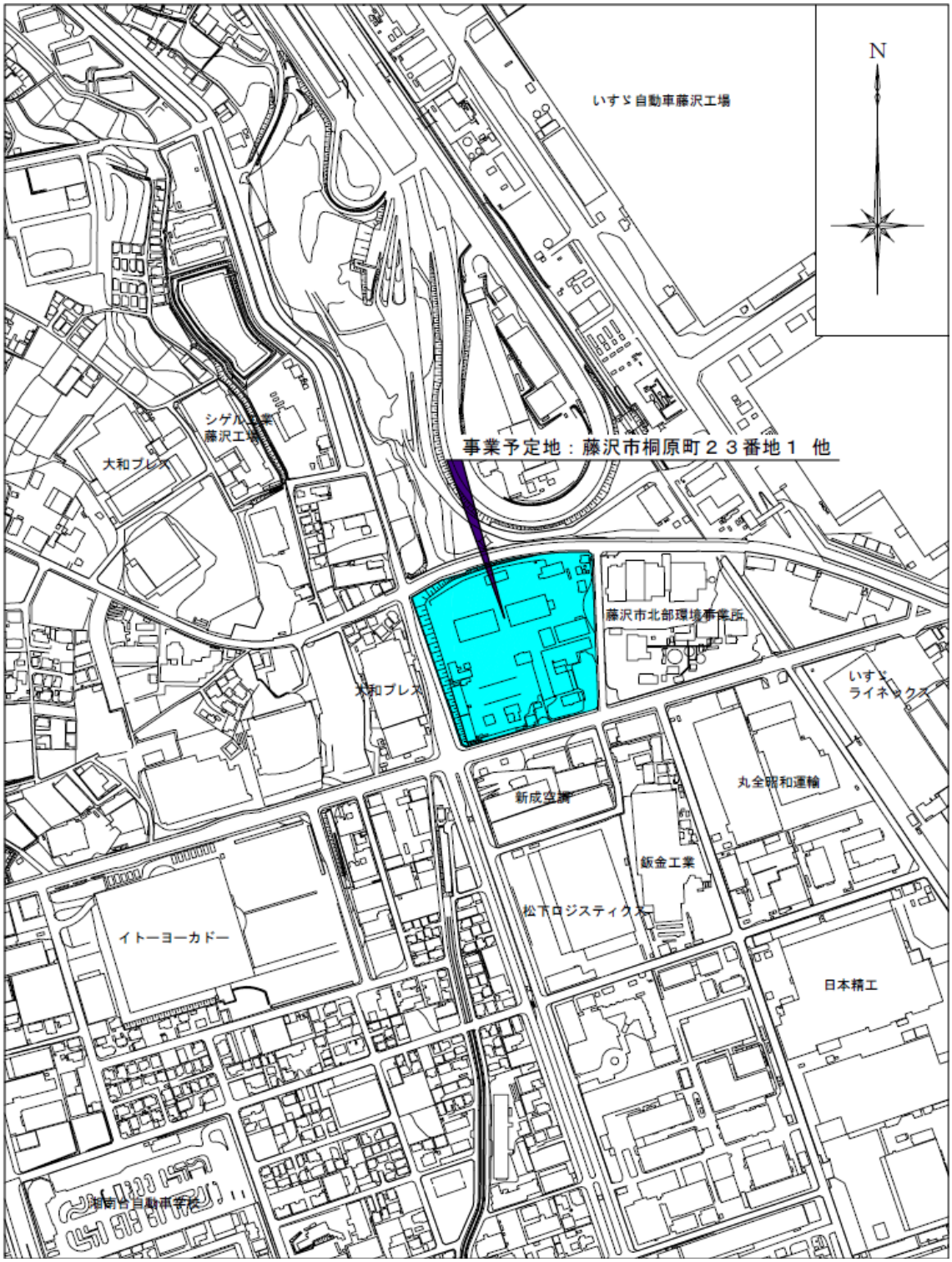

事業予定地位置図　１／５０００

添付資料２　：　ごみ処理フロー図

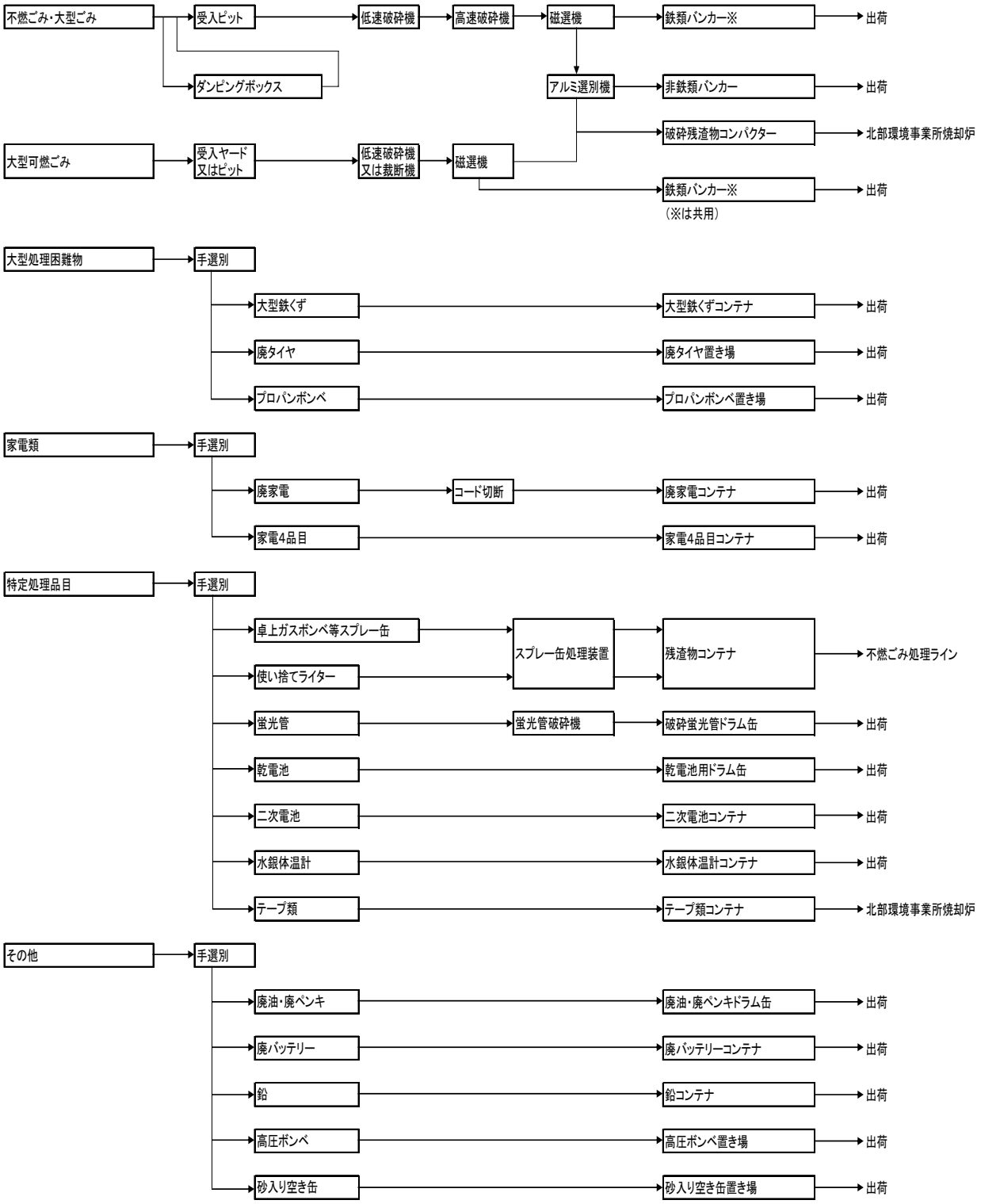

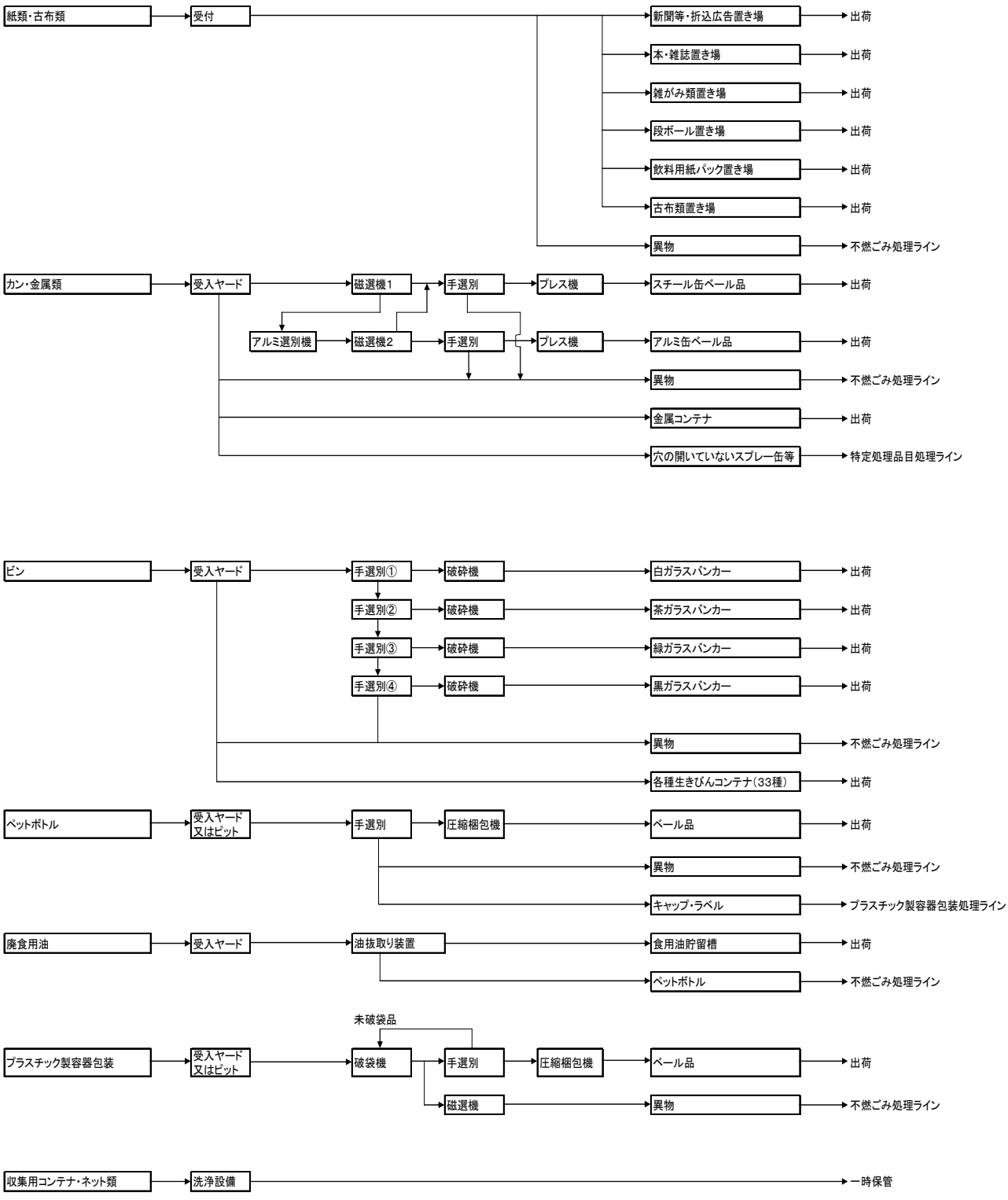
紙類・古布類
受付
新聞等・折込広告置き場
出荷
本・雑誌置き場
出荷
雑がみ類置き場
出荷
段ボール置き場
出荷
飲料用紙パック置き場
出荷
古布類置き場
出荷
異物
不燃ごみ処理ライン
カン・金属類
受入ヤード
磁選機1
手選別
プレス機
スチール缶ベール品
出荷
アルミ選別機
磁選機2
手選別
プレス機
アルミ缶ベール品
出荷
異物
不燃ごみ処理ライン
金属コンテナ
出荷
穴の開いていないスプレー缶等
特定処理品目処理ライン
ビン
受入ヤード
手選別①
破砕機
白ガラスバンカー
出荷
手選別②
破砕機
茶ガラスバンカー
出荷
手選別③
破砕機
緑ガラスバンカー
出荷
手選別④
破砕機
黒ガラスバンカー
出荷
異物
不燃ごみ処理ライン
各種生きびんコンテナ（33種）
出荷
ペットボトル
受入ヤード
又はピット
手選別
圧縮梱包機
ベール品
出荷
異物
不燃ごみ処理ライン
キャップ・ラベル
プラスチック製容器包装処理ライン
廃食用油
受入ヤード
油抜取り装置
食用油貯留槽
出荷
ペットボトル
不燃ごみ処理ライン
未破袋品
プラスチック製容器包装
受入ヤード
又はピット
破袋機
手選別
圧縮梱包機
ベール品
出荷
磁選機
異物
不燃ごみ処理ライン
収集用コンテナ・ネット類
洗浄設備
一時保管

添付資料３　：　契約形態

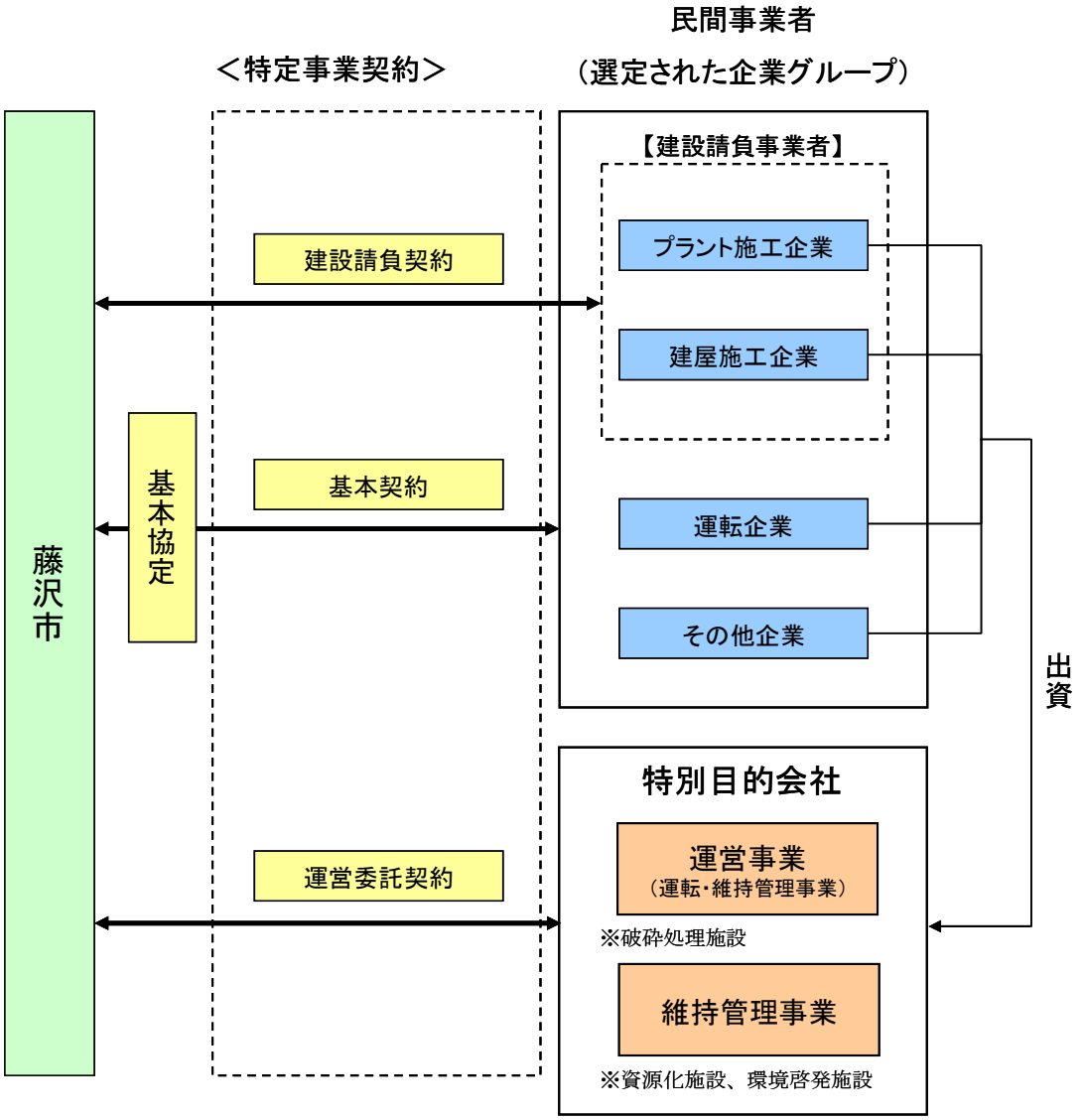

注）本図における構成員の構成は一例である。

添付資料４　：　事業に係るリスク分担（案）

事業に係るリスク分担（案）①

期間	リスク項目		概　　要	分担	
				市	民間事業者
全期間	制度関連	制度・法令変更	関係法令・許認可の変更等に係るリスク	○	
		税制変更	民間事業者の利益に課せられる税制度の変更(例：法人税率等の変更)、新税の設立に伴うリスク		○
			上記以外の税制度の変更、新税の設立に伴うリスク	○	
		政治	政策方針の変更による操業中止、コスト増大リスク	○	
		許認可取得	民間事業者が取得すべき許認可の遅延リスク		○
		交付金等	民間事業者の事由により予定していた交付金額が交付されないリスク又は民間事業者の事由により交付金の交付が遅延し、事業開始が遅延するリスク		○
			その他の事由により予定していた交付金額が交付されないリスク又はその他の事由により交付が遅延し、事業開始が遅延するリスク	○	
	社会環境	住民対応	民間事業者が実施する業務に起因する住民対応に係るリスク		○
			住民対応に伴う計画遅延・仕様アップ・管理強化による操業停止・コスト増大のリスク	○	
		第三者賠償	民間事業者が実施する業務に起因して発生する事故、施設の劣化など維持管理の不備による事故等に対する賠償リスク		○
		環境保全	民間事業者が実施する業務に起因する有害物質の排出、騒音、振動等の周辺環境の悪化及び法令上の規制基準不適合に関するリスク		○
	物価変動		インフレ／デフレ（物価変動）に係る費用増大リスク（一定の範囲内）		○
			インフレ／デフレ（物価変動）に係る費用増大リスク（一定の範囲を超えた部分）	○	
	不可抗力		天災等の不可抗力によるリスク	○	△
	債務不履行		民間事業者の事由による事業破綻、契約破棄、契約不履行のリスク		○
			市の事由による事業破綻、契約破棄、契約不履行のリスク	○	
計画段階	測量・調査		民間事業者が実施した地形・地質等現地調査の不備に伴う計画・仕様変更によるコスト増大リスク		○
			市が実施した地形・地質等現地調査の不備に伴う計画・仕様変更によるコスト増大リスク	○	
	設計		民間事業者の設計ミス等による設計の変更、遅れによるコスト増大リスク		○
			市の提示条件、指示の不備、市の要求に基づいた変更によるコスト増大リスク	○	
	計画変更・遅延		市の事由による計画変更、遅延によるコスト増大リスク	○	

事業に係るリスク分担（案）②

期間	リスク項目		概　　要	分担	
				市	民間事業者
建設段階	建設	工事遅延	資材調達、工程管理等の事業者の事由による工事遅延によるコスト増大リスク		○
			市の指示等の市の事由による工事遅延によるコスト増大リスク	○	
		工事費増大	民間事業者の事由による工事費等の増大リスク		○
			市の提示条件不備及び指示による工事工程、工事方法の変更による工事費増大リスク	○	
		既存施設への影響	民間事業者側の事由により既存施設の運営に影響を及ぼすリスク		○
		試運転・引渡性能試験	試運転・引渡性能試験の結果、契約で規定した要求性能未達によるコスト増大、遅延リスク		○
			試運転・引渡性能試験に要するごみの供給等のリスク	○	
運営段階	運営	ごみ量	搬入する一般廃棄物のごみ量が契約で規定した範囲を著しく逸脱した場合のコスト変動リスク	○	
		性能未達	施設が契約に規定する仕様及び性能の達成に不適合で、改修が必要となった場合のコスト増大リスク		○
		施設瑕疵	事業期間中における施設瑕疵に係るリスク		○
		運営コスト・運転停止	設備機器の運営・維持管理の基準未達によるコスト増大、運転停止リスク		○
			受入廃棄物に処理不適物が混入していた場合のコスト増大、運転停止リスク（民間事業者の善良なる管理者の注意義務違反の場合）		○
			受入廃棄物に処理不適物が混入していた場合のコスト増大、運転停止リスク（民間事業者の善良なる管理者の注意義務を持っても排除できない場合）	○	
			その他の運営不備によるコスト増大、運転停止リスク		○
		電力に関するリスク	焼却施設からの電力の供給未達に関するリスク	○	
		資源物に関するリスク	資源物（鉄、アルミ等）の量及び品質の未達		○
			資源物の売却、有効利用に関するリスク	○	
		施設破損	事故・火災等による修復等に係るコスト増大リスク（民間事業者の善良なる管理者の注意義務違反の場合）		○
		既存施設への影響	民間事業者の事由により既存施設の運営に影響を及ぼすリスク		○

添付資料５　：　主要な契約条件

主要な契約条件

１．基本契約

１．１　特別目的会社の設立

・ 民間事業者は、本事業の業務の一部である本施設の運営業務を担当させるために、事業会社たる特別目的会社（以下「運営事業者」という。）を会社法（平成 17 年法律第 86 号）の株式会社として設立する。

・ 運営事業者の設立及び運営に関し、次の各号に定める事項を満たすこと。

（１）運営事業者の本店住所地を神奈川県藤沢市とすること。

（２）運営事業者の設立に当たり、全ての構成員が出資を行うこととするが、構成員以外からの出資も認める。

（３）応募者の代表企業の議決権付普通株式の保有割合が、100 分の 50 を超えるものとすること。

（４）構成員は、本施設の引渡日から事業期間を通じて運営事業者の資本金を一定額以上維持すること。

（５）運営事業者の定款において、会社法第 326 条第 2 項に従い監査役並びに会計監査人の設置を定め､会計監査人の監査を受けた財務書類を市に提出すること。

（６）運営事業者の株主は、市の同意を得て、運営事業者の株式の譲渡、これに対する担保権の設定その他の処分、増資を行うことができる。

１．２　代表企業の保証

・ 運営事業者による本施設の運営の不具合により市が被った損害は、運営事業者が賠償するが、代表企業は、当該損害賠償債務を含む運営事業者の市に対する金銭債務の一切を保証すること。ただし、一定の上限を設ける。

２．建設請負契約

２．１　履行保証

・ 建設請負事業者は、請負代金の総額の 100 分の 30 に相当する金額以上の金額の契約保証金又はこれに代わる担保を市に差し入れる。

・ 建設請負事業者が、建設請負契約に基づいて市に対し損害金、賠償金又は違約金を支払うときは､市は､前項に規定する契約保証金又はこれに代わる担保等をもって、これに充当するものとし、なお不足があるときには追徴するものとする。

２．２　引渡しの遅延

・ 試運転を含む設計及び施工業務が遅延し、本施設の引渡しが使用開始予定日より遅延する場合は、建設請負事業者は、遅延損害金を支払わなければならない。なお、遅延損害金の額の決定方法等の詳細については、募集要項において示す。

２．３　瑕疵担保責任

・ 市は、本施設に瑕疵があるときは、建設請負事業者に対して相当の期間を定めてその瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え、若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。

２．４　性能保証責任

・ 性能保証期間中に本施設が性能保証事項を満たすことができなくなった場合には、建設請負事業者は、直ちにこれを修補し、必要な作業を行うとともに、市に生じた損害及び追加費用を賠償しなければならない。ただし、次の事由に起因する不具合又は損害若しくは追加費用については責任を負わない。

（１）不可抗力

（２）その他建設請負事業者の責めに帰さない事由

・ 性能保証期間は、本施設の引渡日から起算して３年間とする。ただし、保証期間中、本施設が性能保証事項を満たすことができない事態が生じたときには、当該事態が発生した日から３年間まで保証期間を延長する。

２．５　事前準備

・ 建設請負事業者が実施する本施設の試運転及び引渡性能試験において、本施設の運転業務については、運営事業者がこれを建設請負事業者から受託して行う。

３．運営委託契約

３．１　契約保証金

・ 運営事業者は、計画処理量に基づく事業期間にわたる委託費（消費税相当額を含む。以下同じ。）の年額の 100 分の 30 に相当する金額以上の金額の契約保証金又はこれに代わる担保を市に差し入れる。

・ 運営事業者が、運営委託契約に基づいて市に対し損害金、賠償金又は違約金を支払うときは、市は、本条に規定する契約保証金又はこれに代わる担保等をもって、これに充当するものとし、なお不足があるときには追徴するものとする。

３．２　違約金

・ 市は、運営事業者の帰責事由により本契約が解除された場合、本施設を再び稼動させるための費用として、運営事業者に対し、計画処理量に基づく事業期間にわたる

委託費の年額の 100 分の 30 に相当する違約金を請求することができる。

３．３　本施設の運営業務

- 建設請負事業者は、応募の段階で提出が求められる「施設のライフサイクルにわたる維持管理の考え方」（以下「維持管理の考え方」という。）及びこれを前提とした「運営期間中の施設の維持管理計画」（以下「維持管理計画」という。）を実行するための、事業期間全般を対象とした運営マニュアル（以下「運営マニュアル」という。）を提出し市の承認を受ける。維持管理計画及び運営マニュアルの承認は引渡しの条件とする。
- 市と運営事業者は、維持管理計画及び維持管理の考え方に基づき、毎年度、本施設の維持管理の内容について協議する。また、市は維持管理の状況を確認し、必要に応じて維持管理計画及び維持管理の考え方、運営マニュアルを本施設の現状に即した内容に改定するよう求めることができる。
- 運営期間において、維持管理が適切に行われないことにより本施設の性能が低下し、又は停止し、市に損害が生じた場合、運営事業者は、市が受けた損害を賠償する。
- 運営事業者は事業期間終了後も本施設が要求水準に示した機能を維持できるよう、維持管理計画を策定し、これを実行する。市は、本施設の機能を事業期間終了後５年間にわたり維持するための説明を求め、必要に応じ、維持管理計画の改訂並びに適切な維持管理を求めることができる。